

指導区分		事後措置の例示	
区分	内容		
就業面	A	勤務を休む必要のあるもの	休業により療養に専念する。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	業務内容の変更または制限、従事時間帯の変更または限定、従事時間の短縮等により業務負荷の軽減を図る。
	C	勤務をほぼ普通に行なってよいが、業務に配慮を要するもの	夜間勤務または時間外勤務の制限、出張の制限、労作強度の制限、必要時の休養確保等により業務負荷の適正化を図る。
	D	通常の勤務でよいもの	勤務に制限を加えない。
医療・生活面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関受診により適切な医療を受ける。
	2	医師等による観察指導を必要とするもの	日常生活において健康の保持増進に努め、医療機関受診等により定期的に（年に複数回）検査または保健指導を受ける。
	3	特に医療行為を必要としないもの	医療・生活に関する指示をしない。